

脳卒中後の自動車運転再開ガイドブック

Ver. 1



ぐんま自動車運転 リハビリテーション研究会

【研究会代表】前橋赤十字病院：大竹 弘哲（MD）

【監修】群馬大学大学院保健学研究科：外里 富佐江 教授

【作成】群馬大学医学部附属病院：長谷川 明洋（OT）

前橋赤十字病院：安原 寛和（OT） 原 大地（OT）

目次

自動車運転再開における法制度-ご注意事項-	1
運転適性相談・臨時適性検査について	2
自動車運転再開までの流れ	3
高次脳機能障害が自動車運転に与える影響	4
安全に運転をするために	6
自動車の改造に関して	7
障害を有する方が利用できる制度	9
緊急連絡先のメモ	10

1.自動車運転再開における法制度-ご注意事項-

【運転再開をご希望される方へ】

道路交通法により、既に自動車免許をお持ちの方が、脳卒中等を発症し(一定の病気)、運転再開をご希望される場合、運転免許センターで、自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについて適性相談、または臨時適性検査を行い判断することが定められています。

(一定の病気に係る免許の可否等の運用基準)

【これから免許を取得される方へ】

病気による障害の程度が、運転可能な範囲かどうかについて運転適性相談を受ける必要があります。その判断によって、免許取得の可否や、条件付き適格等の判断がされます。

新規取得、更新どちらの場合でも必ず適性相談に行かなければなりません。

【ご注意】

◆虚偽の申告

虚偽の申告で免許を取得、更新すると罰則が適用されます。

公安委員会は、運転免許受験者や更新者に一定の病気等に関する症状の質問をすることが可能になり、症状があるにも関わらず虚偽の回答をして免許を取得または更新した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑を受けることになります。

◆医師による届け出

一定の病気の症状がある患者を診察した医師が、任意で患者の診断結果を公安委員会に届け出すことができます。

道路交通法一部改訂 H26.6.1

2.運転適性相談・臨時適性検査について

【運転適性相談の対象となる方】

- ① 一定の病気にかかって治療中の方，リハビリ中の方，身体に障害のある方等
- ② 身体の障害により，現在付されている免許の条件の解除又は変更を希望する方
- ③ その他，運転に関しての適性を相談したい方

道路交通法により定められている一定の病気

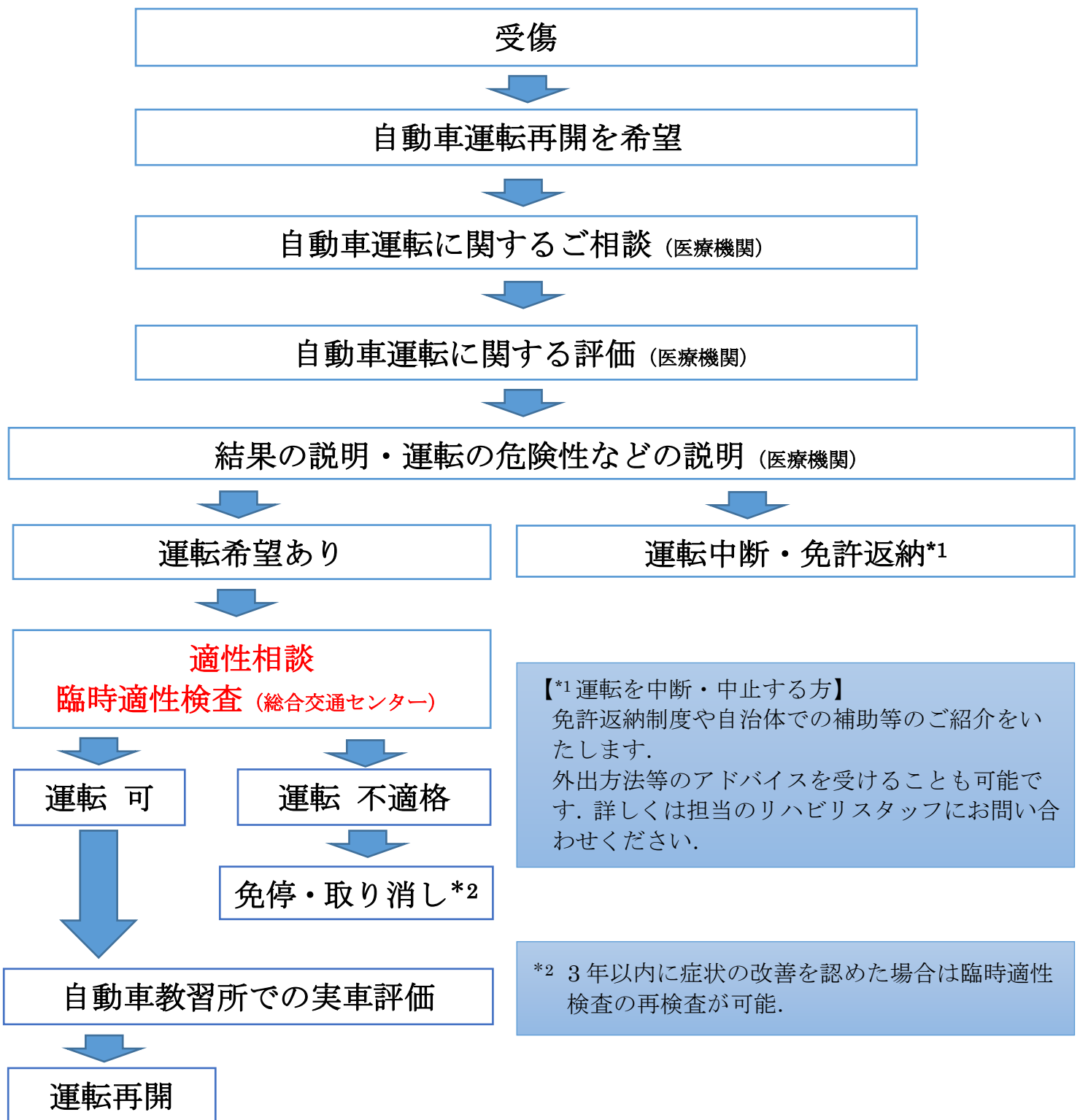
- ① 統合失調症
- ② てんかん
- ③ 再発性の失神
- ④ 無自覚性の低血糖症
- ⑤ そううつ病
- ⑥ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ⑦ その他精神障害病性障害，持続性妄想性障害等)
- ⑧ 脳卒中（脳梗塞，脳出血，くも膜下出血，一過性脳虚血性発作）
- ⑨ 認知症
- ⑩ アルコールの中毒者

【運転適性相談窓口】

群馬県在住の方は，群馬県総合交通センターにて，運転適性相談を受け付けております。
特に，運転免許証の更新日時が近い方は，早急にご相談してください。

ご相談窓口 場所	総合交通センター 1F 群馬県警察本部交通部運転免許課適性試験係 〒371-0846 前橋市総社町8番地4
お問い合わせ	☎：027-252-5329
受付時間	平日（月～金） 9：00～16：00
必要書類	障害者手帳（障害者手帳をお持ちの方） 運転免許証

3.自動車運転再開までの流れ



【*1 運転を中断・中止する方】

免許返納制度や自治体での補助等のご紹介をいたします。
外出方法等のアドバイスを受けることも可能です。
詳しくは担当のリハビリスタッフにお問い合わせください。

*2 3年以内に症状の改善を認めた場合は臨時適性検査の再検査が可能。

【ご注意】

患者さんによって身体機能や判断力等の状況が異なります。医療機関で相談を受けてから運転再開の手続きをするようお願い致します。

4.高次脳機能障害が自動車運転に与える影響

脳出血や脳梗塞，くも膜下出血を発症すると以下のような問題が自動車運転へ影響を及ぼすことがあります。

①分りやすい影響

- ・運動障害（手や足が動かしにくい）
- ・感覚障害（熱い物や冷たい物を触っても分かりにくい）
- ・構音障害（口が上手く回らない．しゃべりにくい）
- ・視野障害（視野が狭くなる．視野の半分が見えなくなる）

②分かりにくい影響

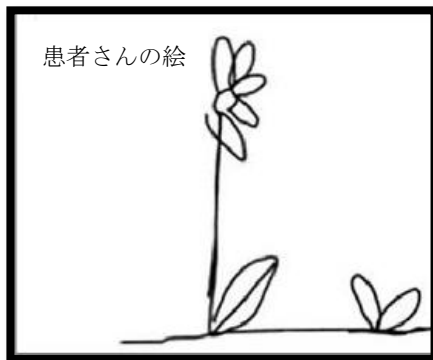
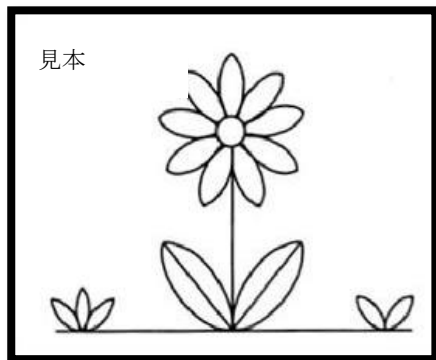
- ・片側の無視（左右どちらか片方を見落とす）
- ・遂行機能の低下（ものごとを効率良く行うことができない）
- ・判断力や注意力の低下（正しい判断ができない．集中が続きにくい）
- ・記憶力の低下
- ・失語症（思ったことが言葉に出来ない．相手に伝えられない）
- ・構成障害（形を正確に捉えることができない）



①, ②ともに安全に自動車運転を行う上では大切な能力です.
特に, ②分かりにくい影響をご自身で認識することが重要となります.

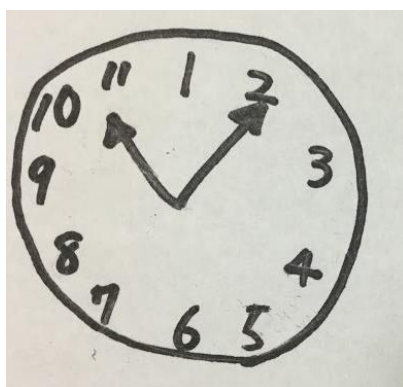
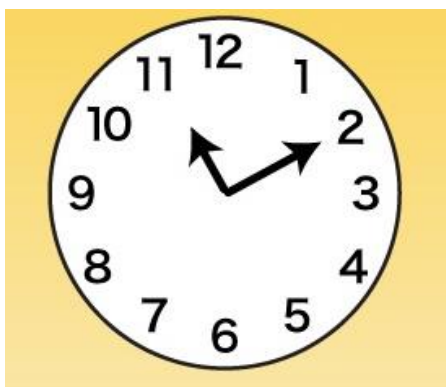
②分かりにくい影響とは・・・?

左側を見落とす症状がある人に絵を描いていただいたところ・・・



花の絵の左側
半分が描かれ
ていません!

形を正確に捉えることが出来ない人が「11時10分」を描いてもらうと・・・



「12」が抜け
ています. 長
針と短針も
はっきりし
ません.

生活場面では・・・

- ・食事場面で左側の食器に気づかずに食べ残してしまう.
- ・左側の髭を剃り残す. 櫛で右側の頭のみ梳かす.

その他, 着替えが上手くできないなどの影響がみられる場合もあります.

*自動車運転場面では

- ・道路走行中, 右側に寄りやすい→対向車線へはみ出してしまう.
- ・左側の歩行者に気づきにくい.

このような危険があり, 事故を起こす可能性があります.

さらに・・・

記憶力, 判断力, 注意力の低下などの「わかりにくい影響」は交通事故のリスクを高める要因になります.

5.安全に運転をするために

<注意点>

- ☑ 速度を上げない.
- ☑ 体調が優れない時や睡眠不足, 疲労感のある時は運転を控える.
- ☑ 運転時間を短くして, こまめに休憩を取る (長時間の運転は控える).
- ☑ 運転前に道順を確認し, 迷うことのない簡単な道を選ぶ.
- ☑ 混雑のしない時間帯 (朝や夕方の通勤ラッシュ) や道順を選ぶ.
- ☑ 自宅周辺の運転から再開し, 慣れた道など少しずつ運転範囲を広げていく.
- ☑ 雨や強風, 雪等の天候に合わせて, 運転を控える.
- ☑ 夜間の運転はできるだけ控える.
- ☑ 運転中は会話やラジオ, 音楽等に夢中にならない.
- ☑ できるだけ助手席に同乗者を乗せ, 助言を受けながら運転をする.

<もし事故が起こってしまったら>

- ☑ 事故の続発防止のため, 他の交通の妨げにならないような安全な場所に移動させる.
- ☑ 負傷者がいる場合には救急車を呼び, 救急車が到着するまでの間に当事者自身で可能な限りの応急手当を行う.
- ☑ 事故後速やかに警察へ連絡し, 事故の場所, 負傷者数, 負傷者の程度, 物損の程度などを報告する.

6.自動車の改造に関して

【自動車改造例】(株式会社 ミクニ ライフ&オート <http://www.nissin-apd.co.jp/>引用)



例1 手動レバー



アクセル（手前に引く）ブレーキ（前方に押す）



例2 左アクセル（オルガン式）



例3 左ウィンカー

* 下肢の麻痺のある方も運転ができるように、手動でアクセルとブレーキ操作で行えるようにした、レバー型の装置があります。大抵のレバーは前方に押しとブレーキがかかり、手前に引くとアクセルになります。右麻痺の患者さんが左足でアクセルペダルを踏めるように、ペダルの位置を左側に換えることも可能です。ウィンカーやワイパーのレバー、ライトのスイッチ類も、反対側に付けられます。

* 個人の改造車を持ち込んで運転の練習ができる教習所は群馬県内には無いようですが、改造をされた教習車が県内の数箇所の教習所にあり、有料で練習ができます。事前に練習をされることをお勧めします。

* 自動車の改造費用に対して、殆どの市町村から助成を受ける制度があります。所得が多いと助成の対象外となることや、助成の限度額が設定されていることがあります。改造の費用には消費税はかかりません。

*全ての販売店に確認はしていませんが、自動車改造について主な自動車メーカーのディーラーを介して相談ができます。ディーラーなどを介さずに、改造を依頼することも出来ますが、業者によっては改造の内容が車検を通らないことがありますので、注意が必要です。

7.障害を有する方が利用できる制度

障害のある方の自動車運転に関して、代表的な優遇制度に関して一部紹介します。

		【問い合わせ先】
税制度	・消費税の非課税 ・自動車税／自動車所得税の減免 ・軽自動車の減免	(国税事務所) (都道府県税事務所) (都道府県税事務所)
各種優遇制度 助成制度	・自動車改造費助成制度 ・有料道路交通料金の割引*1 ・駐車禁止規制の適応除外*2 ・駐車料金の割引	(市民福祉課) (市民福祉課) (警察署) (各駐車場管理事務所)
その他	・運転経歴証明書*3	(運転免許センター／警察署)

- ・上記以外の制度もありますが、適応の無い場合もあります。適用に関する詳しい内容、および手続きは各市町村の市民福祉課または問い合わせ先にご確認ください。

*1 有料道路交通料金の割引

「身体障害者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。障害者割引を受けるためには、各市町村の福祉担当窓口にて事前登録が必要です(ETCご利用の場合は、あらかじめETCの利用登録を行う必要があります)。

*2 駐車禁止の対象除外

身体障害者等で歩行が困難な方が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会および警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等の方が現に使用しているとき又は乗車しているときに限り、駐車を認められています。ただし、法律で禁止されている交差点や曲がり角での駐停車、無余地駐車、右側駐車、長時間駐車など対象外となるものが多くあります。

*3 身分証明書としての運転経歴証明書

病気や障害により、自動車運転自体はあきらめざるを得なくなったが、身分証明書としての運転免許証は手放したくない、という場合には運転免許証を自主返納し、申請によって使用することができます。運転経歴証明書の申請に関する詳細は県内の運転免許センター、警察署(交通課)にお問い合わせください。

8.緊急連絡先のメモ

*自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の用紙と一緒に車内に保管してください。

氏名（ふりがな）	
緊急連絡先①	☎ () 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	☎ () 氏名： 続柄：
自宅	〒 —
生年月日	年 月 日
血液型	

自動車保険会社	
保険会社名	
連絡先	☎ ()

かかりつけ医療機関	
病院名	
電話番号	☎ ()
服用薬	